

教職員の不祥事は、当事者の責任を問われるだけでなく、学校、教育行政、そして家族に大きな影響をもたらします。

当事者が懲戒処分や刑罰などを受けるほか、学校運営や他の教職員に与える影響も大きく、教育行政に対する信用を回復するために莫大な努力を要します。また、家族にも様々な影響が及びます。

行政上の責任

不祥事を起こすと、当事者である教職員は「信用失墜行為の禁止」という地方公務員法に基づく義務に対する違反として厳しく処分されます。

【処分の種類】

- **免職……職員の意に反して、職員としての身分を失わせる処分**
※退職手当は支給されない。教員免許状は失効する(官報で氏名公表)。
- **停職……職員を一定期間、職務に従事させない処分**
※停職期間中、給与は支給されない。期末・勤勉手当は、基準日に停職中の場合、支給されない。停職期間が満了した直後の期末・勤勉手当は減額される。次期の昇給は無し。
- **減給……職員の給与の一定割合を、一定期間減額して支給する処分**
※給料は減額して支給される。勤勉手当は減額して支給される。次期の昇給は無し。
- **戒告……職員の非違行為(規律違反)の責任を確認し、その将来を戒める処分**
※期末勤勉手当は減額して支給される。校長の場合、次期の昇給は無し。校長以外の教職員の場合、次期の昇給号給数が減じられる。

刑事上の責任

- 逮捕。検察庁に送致。起訴され、刑罰を受ける。
- 禁固刑以上で失職となる。
- 報道があれば、氏名、年齢、住所、学校名、職名等が公になる。

学校・教職員・教育全体への影響

- 臨時職員会議、臨時全校集会、臨時保護者会等を開催し、各方面への謝罪、説明が必要となる。
- マスコミの取材、県民や保護者から多くの苦情が寄せられる。
- 担任替え、担当授業の確保、教員の代替発令等が必要となり、児童生徒や保護者、同僚に多大な迷惑をかける。
- 被害児童生徒に対する精神的なケアなど二次的被害防止策を講じる必要がある。
- 長年築いてきた地域からの信頼を一瞬にして失う。

民事上の責任

- 被害者への謝罪などが必要となる。
- 訴訟となれば、その対応が必要となる。
- 治療費、慰謝料、示談金、弁護士費用等の経済的負担が生ずる。

家族への影響

- 実名が報道されるため、家族全員で転居を余儀なくされる。
- 配偶者から離婚を申し渡され、最愛の家族を失うこととなる。
- 懲戒処分により職を失い、再就職もできず、家族を養うための収入が断たれる。

過去5年間の懲戒処分件数

| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 免職 | 15 | 7 | 12 | 8 | 20 |
| 停職 | 6 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| 減給 | 7 | 2 | 3 | 8 | 5 |
| 戒告 | 4 | 6 | 9 | 7 | 7 |
| 合計 | 32 | 17 | 26 | 26 | 35 |

(県立学校・小中学校)

不祥事の根絶を目指して

埼玉県教育委員会教育長メッセージ

教職員の皆さんは、未来を担う子供たちを育てるために、日々、意欲と情熱をもって教育活動に邁進されていることと存じます。

学校訪問をする度に、皆さんの熱心な指導のもと、子供たちが生き生きと学習活動に取り組んでいる姿を目の当たりにして、とても嬉しく思います。教職員の皆さんの努力の賜物と深く敬意を表します。

一方で、大変残念なことです。教職員による不祥事が後を絶たないという現実があります。昨年度(平成28年度)は35件の懲戒処分が行われました。うち20件は免職処分です。今年度も不祥事は続いています。内容も、体罰、わいせつ行為、飲酒運転、横領、窃盗、詐欺、交通事故、ドラッグなど多岐に渡っています。ほんの一握りの教職員が起こした不祥事であっても、こうしたことが相次いで発生すれば、長年かけて築き上げた学校や教職員に対する信頼は一気に損なわれてしまいます。

言うまでもありませんが、教育に携わる教職員には、一般の社会人より高い倫理観と高潔さに裏付けられた言動が求められています。皆さんも、ことあるごとに管理職などから言われていると思いますので、当然理解していることでしょう。不祥事を起こしてしまった教職員でも、自分の犯したことが明るみに出た時にどのような結末を招くのか「わかっていた」と言います。それでも不祥事を起こしてしまうのはどうしてでしょうか。

こうした現実を他人事と考えるのではなく、教職員一人一人が自らの問題として受け止めてほしいと思います。どうすれば不祥事をなくすることができるのか。不祥事により失った信頼をどうすれば回復できるのか。教職員の皆さんのお考えを是非、私にお寄せください。

不祥事を防ぐためには、皆さん自身が心身ともに健康であることも大切です。悩むことがあれば決して一人で抱え込まず、遠慮なく上司や同僚に相談してください。そのためには、各学校が心を開いて話し合える職場であることも求められます。

私たちは「チーム学校」、そして「チーム埼玉」の一員です。子供や保護者、県民から確かな信頼を得られるよう、一人一人が自覚と誇りを持って職務に当たるとともに、日々の生活を送っていただきたく、メッセージを發出します。

埼玉県教育委員会教育長
小松 弥生

平成29年10月

埼玉県教育委員会

児童生徒に対する非遵行為の根絶に向けて

教職員による不祥事の中でも、児童生徒に対する体罰、わいせつ行為等は、当該児童生徒はもちろんのこと、周囲の児童生徒にも大きな心の傷を負わせるものです。児童生徒に悲しい思いをさせないために教職員はどうか行動すべきか、一人一人が自らのこととして考えてください。

体罰等

身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、児童生徒に肉体的苦痛を与えるような懲戒(圧座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

悪質な暴言若しくは威嚇(人格を否定するような暴言、大きな声や威圧的な態度等の高圧的な指導等)、又は常習的に暴言若しくは威嚇を行った場合は、体罰等に該当する。

事例

- 教室内において、自分の思うとおりに行動しない児童に対して顔や顎を拳で殴るなどして、下顎骨骨折の傷害を負わせた。(小学校 教諭 50歳代 懲戒免職)
- 部活動指導や生徒指導をする中で、男子生徒21人に対して、手で頬や頭を叩く、用箋挟みで頭を叩く、髪の毛を掴む、膝で腹を蹴るなどした。(高校 教諭 50歳代 減給)
- 児童に対して指導が思うように伝わらないことが多く、その児童に公正公平を欠く言動による指導をした。また、その児童に対して授業中に高圧的になる指導をした。(小学校 教諭 20歳代 訓告)

背景

- 自分の指導力を過信し、児童生徒を自分の指導に従わせようと焦ってしまった。
- 「この程度の指導なら大丈夫」、「自分は信頼されている」、「これまでもトラブルにならなかった」という思いがあった。
- すぐに結果を求めるあまり、冷静な判断ができず、感情的で衝動的な行動をとってしまった。
- 周囲の教職員が体罰等を目撃しても、見て見ぬふりをしていた。

～体罰等の根絶 3つの自覚～

1. 絶えず自分の指導方法を見つめ直し、指導力の向上に努め、「絶対に体罰は行わない」との自覚を持つ。
2. 「乱暴な言動と毅然とした態度とは違う」との自覚を持つ。
3. 「自分の感情をコントロールできなければ、児童生徒の心を動かすことはできない」との自覚を持つ。

わいせつ行為

強姦、強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年との淫らな性行为、不適切な裸体・下着等の撮影(隠し撮り等を含む。)、わいせつ目的で体に触ること等をいう。

事例

- 勤務先の中学校を卒業した女子生徒と、18歳未満である知りながら、性的関係を持ち続けた。(中学校 教諭 30歳代 懲戒免職)
- 勤務先の中学校の女子生徒に対し、自宅において複数回にわたり、みだらな行為を行った。(中学校 教諭 40歳代 懲戒免職)
- 勤務先の高校の女子生徒に対し、ホテルにおいてベッドで強く抱き寄せ、胸を触るなどした。(高校 教諭 50歳代 懲戒免職)

背景

- 生徒からのプレゼントを受け取る、メールのやりとりを進めていくなどする中で、特別な感情を持つようになってしまった。
- 生徒との年賀状のやりとりを通じて、自分の連絡先(メールアドレス)を教えてしまった。
- 校内外で二人きりで会ったり、自宅に招き入れたりするなど、生徒との距離感を適切に保てなかった。
- 生徒が好意を寄せていると勘違いしていた。「自分は生徒から慕われているから大丈夫」という誤った考えを持ってしまった。

1. 電子メールや無料通信アプリ等使用時のルールを守る。

- (市町村立学校の場合)
- ・ 公私を問わず、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレス等を取得することは禁止とする。
- (県立学校の場合)
- ・ 電話、電子メールや無料通信アプリケーション等による児童生徒との私的な連絡は禁止とする。
 - ・ やむを得ず、児童生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得する場合には、事前に管理職の許可と、保護者の同意を得る。用途終了後は、必ずデータを削除する。

2. 児童生徒への連絡は学校の電話を使用し、個人の携帯電話は使用しない。

3. 児童生徒からの相談に関しては、複数で組織的に対応する。

- ・ 児童生徒との面談は、原則校内で行うこととし、一対一となる指導は行わない。
- ・ やむを得ず一対一で対応する場合には、部屋のドアを開ける等誤解を招かないようにする。

4. 自分が運転する自動車に児童生徒を同乗させない。